

議員提出議案第4号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年9月3日

川崎市議会議長 山崎直史様

提出者 川崎市議会議員 橋本 勝

〃 山田晴彦

〃 岩隈千尋

〃 宗田裕之

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第133条」を「第133条・第134条」に改める。

第116条の次に次の1条を加える。

（議事に必要な範囲を超えた情報通信機器の使用の禁止）

第116条の2 何人も、会議中は、議事に必要な範囲を超えて情報通信機器を使用してはならない。

第127条中「電磁的方法」の次に「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第133条において同じ。）」を加える。

第133条を第134条とし、第18章中同条の前に次の1条を加える。

（配布に代わる措置）

第133条 議長は、電磁的方法により議員が議事日程、委員会の報告書及び少数意見報告書、答弁書、請願文書表並びに議長が許可した資料等印刷物を閲覧できる状態に置く措置を講ずることにより、これらの文書の配布に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

文書共有システムの本格運用に伴い、本会議資料の配布に代わる措置について定めること等のため、この規則を制定するものである。